

## 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和4年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

### II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
  - (1) 地下水観測井（下流）
  - (2) 地下水観測井（上流）
  - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
家庭	可燃ごみ	収集ごみ	72,830	83,360	73,960	75,650	91,840	82,050	76,640	74,370	76,910	73,600	62,990	73,870	918,070	
		搬入ごみ	22,700	22,900	17,200	15,580	16,020	14,990	19,860	14,570	13,370	9,650	6,080	13,270	186,190	
		小計	95,530	106,260	91,160	91,230	107,860	97,040	96,500	88,940	90,280	83,250	69,070	87,140	1,104,260	
	不燃ごみ	収集ごみ	8,280	8,610	6,830	6,760	7,900	7,380	6,770	7,170	8,540	5,460	5,360	7,620	86,680	
		搬入ごみ	34,130	21,520	14,560	10,980	12,500	16,750	20,310	13,880	11,180	4,160	32,050	10,700	202,720	
		小計	42,410	30,130	21,390	17,740	20,400	24,130	27,080	21,050	19,720	9,620	37,410	18,320	289,400	
	粗大ごみ		270	2,130	520	300	1,450	810	560	650	810	560	60	2,480	10,600	
	資源	古紙類	ダンボール	14,200	19,420	11,420	23,800	23,710	19,030	13,500	39,980	8,410	45,210	18,570	25,030	262,280
			新聞	0	9,080	0	9,370	7,960	0	12,620	3,070	5,980	5,670	4,420	6,900	65,070
			雑誌	8,300	15,500	0	7,690	5,810	6,100	10,670	4,150	5,910	6,080	5,500	7,350	83,060
			紙パック	0	0	384	0	0	0	460	0	0	0	0	370	1,214
			小計	22,500	44,000	11,804	40,860	37,480	25,130	37,250	47,200	20,300	56,960	28,490	39,650	411,624
		ガラス類	無色びん	0	0	11,830	0	0	0	0	0	0	0	0	13,160	24,990
			茶色びん	0	0	12,520	0	0	0	0	11,960	0	0	0	0	24,480
			その他びん	0	0	0	0	0	12,570	0	0	0	0	0	9,470	22,040
小計			0	0	24,350	0	0	12,570	0	11,960	0	0	0	0	22,630	71,510
金属類		スチール缶	0	0	0	2,150	0	0	0	0	2,200	0	1,430	0	5,780	
		アルミ缶	0	0	0	6,100	0	0	5,240	0	2,970	0	3,010	0	17,320	
		金属スラップ	9,130	11,310	5,000	4,740	8,360	4,630	7,500	7,400	6,900	3,560	6,370	10,380	85,280	
小計		9,130	11,310	5,000	12,990	8,360	4,630	12,740	7,400	12,070	3,560	10,810	10,380	108,380		
プラスチック類		ペットボトル	2,270	3,360	4,520	3,400	4,480	3,350	3,390	3,430	1,130	4,570	1,150	4,220	39,270	
		発泡スチロール	0	530	0	0	362	0	0	0	0	0	0	0	892	
	その他	3,630	5,580	5,600	3,820	5,670	3,770	5,650	3,630	3,630	7,110	3,440	5,210	56,740		
	小計	5,900	9,470	10,120	7,220	10,512	7,120	9,040	7,060	4,760	11,680	4,590	9,430	96,902		
布類	181	182	135	0	144	153	211	0	243	154	0	0	0	1,403		
使用済小型家電	0	0	2,883	0	0	0	0	0	4,011	0	0	0	0	6,894		
有害ごみ	乾電池	0	0	0	2,180	0	0	0	0	0	0	0	0	2,180		
	蛍光管	0	0	0	1,310	0	0	0	0	0	0	0	0	1,310		
小計	0	0	0	3,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,490		
計		37,711	64,962	54,292	64,560	56,496	49,603	59,241	73,620	41,384	72,354	43,890	82,090	700,203		
合計		175,921	203,482	167,362	173,830	186,206	171,583	183,381	184,260	152,194	165,784	150,430	190,030	2,104,463		
累計		175,921	379,403	546,765	720,595	906,801	1,078,384	1,261,765	1,446,025	1,598,219	1,764,003	1,914,433	2,104,463			
事業系	可燃ごみ	56,320	57,940	61,850	66,560	79,130	84,080	61,260	62,930	55,760	54,560	54,470	52,320	747,180		
	不燃ごみ	16,350	13,690	13,410	10,990	11,100	13,420	15,730	12,950	12,690	28,250	33,420	21,270	203,270		
	合計	72,670	71,630	75,260	77,550	90,230	97,500	76,990	75,880	68,450	82,810	87,890	73,590	950,450		
	累計	72,670	144,300	219,560	297,110	387,340	484,840	561,830	637,710	706,160	788,970	876,860	950,450			
総合計		248,591	523,703	766,325	1,017,705	1,294,141	1,563,224	1,823,595	2,083,735	2,304,379	2,552,973	2,791,293	3,054,913	20,024,577		
累計		248,591	772,294	1,538,619	2,556,324	3,850,465	5,413,689	7,237,284	9,321,019	11,625,398	14,178,371	16,969,664	20,024,577			

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	42,640	20,180	25,770	20,310	15,850	24,920	25,260	16,480	17,380	24,210	45,100	15,530	293,630

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第14号ロ
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m<sup>3</sup>

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	23,607	31,393	第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流) 採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月8日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月8日
結果の得られた日	4月27日	6月1日	6月17日	7月20日	8月12日	9月22日	10月20日	11月24日	12月15日	1月19日	2月20日	3月16日
塩化物イオン	4	5	4	3	4	6	6	5	4	5	5	5
電気伝導率	8.7	9.5	8.8	8.8	8.4	9.3	8.7	8.7	8.9	7.6	8.5	8.8
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月9日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月1日	11月24日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.0002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月9日	ダイオキシン類	0.55	0.17	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日	12月7日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

## (2) 地下水観測井(上流)

採水場所:

弟子屈町字美留和147番5

## ① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月8日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月8日
結果の得られた日	4月27日	6月1日	6月17日	7月20日	8月12日	9月22日	10月20日	11月24日	12月15日	1月19日	2月20日	3月16日
塩化物イオン	6	6	6	5	5	6	6	6	6	6	6	6
電気伝導率	9.3	9.5	9.3	9.4	9.0	9.2	9.0	8.6	8.6	7.8	8.4	8.6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

## ② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月9日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月1日	11月24日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

## ③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月9日	ダイオキシン類	0.10	0.066	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日	12月7日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

## (3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

## ① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月8日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月8日
結果の得られた日	4月27日	6月1日	6月17日	7月20日	8月12日	9月22日	10月20日	11月24日	12月15日	1月19日	2月22日	3月16日
水素イオン濃度(水素指数)	7.6	7.4	7.4	7.5	7.9	7.8	7.8	7.8	7.9	7.6	7.5	7.6
生物学的酸素要求量	< 0.5	0.6	< 0.5	1.4	0.8	1.0	< 0.5	1.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.6
化学的酸素要求量	8.0	8.2	6.9	4.7	6.0	7.3	6.9	7.9	7.9	7.2	7.5	6.8
浮遊物質	1	2	1	< 1	2	1	< 1	< 1	1	2	1	1
窒素含有量	4.4	4.3	3.9	3.2	3.9	3.7	3.7	3.7	3.5	3.9	3.6	3.8
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

## ② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月9日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	6月1日	11月24日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機リン化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	0.43	0.37
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.41	0.37	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふっ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.7	2.8			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 0.5	< 0.5			

## ③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月9日	ダイオキシン類	0.00026	0	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日	12月7日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		